

受付番号： 2018-1-659

課題名：びまん型腱滑膜巨細胞腫の長期成績に関する多施設共同研究

### 1. 研究の対象

1992年4月1日から2014年12月31日までに当院整形外科で腫瘍切除術を受けられたびまん型腱滑膜巨細胞腫の患者さん。

### 2. 研究期間

2018年11月（倫理委員会承認後）～2021年3月

### 3. 研究目的

研究課題名：びまん型腱滑膜巨細胞腫の長期成績に関する多施設共同研究について

この研究では手術を受けられた患者さんの中で、各種画像検査や診療記録のデータを元に、この病気の治療経過を多施設で調べることを目的としています。

### 4. 研究方法

この研究では、1992年4月1日から2014年12月31日までに当院整形外科で腫瘍切除術を受けられた患者さんについて、診療のときに検査した各種画像検査、診療記録のデータを使います。そのときに患者さんのお名前などの個人情報削除します。その後、必要なデータをまとめ、再発や転移の有無、術後の手足の機能についての研究を行います。集めたデータは学会や論文などに発表される事がありますが、個人情報が公表されることはありません。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：初診日、初診時画像所見（レントゲン、MRI）、手術日、術式、補助療法の有無（放射線治療など）、合併症、合併症に対する治療、再発の有無、再発に対する治療、患肢機能等

### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 7. 研究組織

主たる研究組織 金沢大学医薬保健研究域医学系整形外科

金沢大学医薬保健研究域医学系整形外科 教授 土屋 弘行

金沢大学大学院医薬保健学総合研究科 特任教授 山本 憲男

金沢大学附属病院 整形外科 助教 林 克洋

金沢大学医薬保健研究域医学系整形外科 助教 武内 章彦

多施設共同研究・研究組織

JMOG（骨軟部肉腫治療研究会；代表 上田孝文）

〒540-0006 大阪府大阪市中央区法円坂 2-1-14

国立病院機構大阪医療センター整形外科

参加施設情報：<http://www.jmog.jp/index.html>

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

照会先：

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1 東北大学整形外科

電話番号 022-717-7245 FAX 022-717-7248

東北大学整形外科 保坂 正美

研究代表者：土屋 弘行（金沢大学医薬保健研究域医学系整形外科）

問合せ窓口：武内 章彦（金沢大学医薬保健研究域医学系整形外科）

住所：金沢市宝町13-1

電話：076-265-2374

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合